

# 生活保護のしおり

(令和6年7月1日現在)

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたに  
もあるものですので、お困りの場合はためらわずにご相談ください。

このしおりには、生活保護を受けるうえで知っていなければならぬことを書いてあります。いつでも見ることのできるように、大切に保管してください。

担当員（ケースワーカー）は、あなたの家庭の悩みや困っていることなどの相談を受けます。秘密は守られますので、どんなことでも遠慮しないで相談してください。

北広島市 保健福祉部 福祉課 保護担当

電話 011-372-3311

（内線 2124、2125、2132、2133）

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1

あなたの担当員は

ケースワーカーです。

## 1. 生活保護とは

病気やけがなどで蓄えも収入もなくなり、生活中に困っている人に対して、その困っている程度に応じて必要最低限の生活を保障し、一日も早くあなたやあなたの家族が力を合わせて生活できるように援助することを目的とした国の制度です。

生活保護は、日本国憲法第25条の規定（すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する）に基づき、国民の生存権を保障するための制度です。

生活保護は、次の4つの基本的な考え方に基づいて行われます。

- ① 病気やけがで働けなかったり、一生懸命に働いても生活に困っている人たちに対して、国が最低限度を保障するとともに、一日も早く自分の力で生活していくように、積極的に手助けすることを目的としています。
- ② 生活に困っている人は、保護の要件を満たす限り、保護を差別されることなく平等に受けることができます。
- ③ 国が定めた最低基準が保障されます。
- ④ 生活保護を受けている人は、自分の生活のためにあらゆる努力をすることが必要です。（資産の活用、働く能力の活用、扶養義務者からの援助など）

北広島市保健福祉部では、あなたが生活に困っている原因を一日も早く取り除いて、自分で安定した生活ができるようにあなたの生活の相談相手となり、関係機関と協力をもとに、できる限りの援助をすることを考えています。

## 2. 生活保護の申請について

### (1)申請保護の原則

保護は原則として本人の申請により開始されますが、本人だけではなく、扶養義務者又はその他の同居の親族からの申請も認められています。

### (2)保護の申請から決定まで

申請を受理した後は、担当員(ケースワーカー)が家庭訪問を行い、生活保護の決定に必要な事項を調査します(生活歴、現在の生活状況、健康状態、収入、資産、扶養義務者の状況等)。法24条に基づき、保護が必要かどうかは、申請書を受理してから、原則14日以内(調査に時間を見たときは30日以内)に決定通知します。

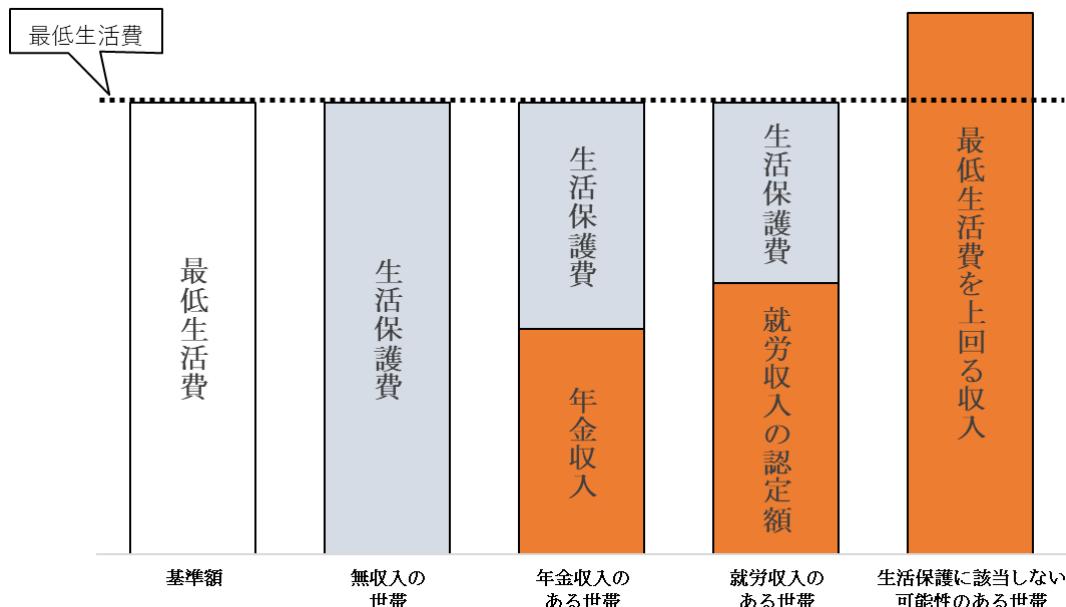
## 3. 生活保護のしくみ

生活保護は世帯を単位として決定されます。したがって、世帯全員の収入と、国が定めた最低生活費を比べて、足りない分が保護費と

して支給されることになります。

収入とは、働いて得たものに限らず、年金・手当や扶養義務者からの仕送り、資産を売る・貸すなどして得たものなど、世帯が得ているすべての収入のことです。働いて得た収入(就労収入)については、必要経費(社会保険料や交通費など)や収入額に応じた一定の額が控除されます。

なお、世帯の収入の変動や基準の変更などにより、保護の程度が変わることがあります。その内容はあらかじめ通知されますが、もしわからぬことがありますれば担当員(ケースワーカー)におたずねください。



※就労収入の認定額 = 就労収入 - 基礎控除 - 必要経費等

#### 4. 保護を受けている人に保障されていること

- (1) 正当な理由がなく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- (2) 保護費には、税金がかかりません。
- (3) 保護費や保護により支給されたもの、またはその権利を差し押さえられることはできません。
- (4) 決定された保護の内容について納得ができない場合には、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に北海道知事に対して不服申し立て（審査請求）ができます。

#### 5. 保護を受けている人が守らなければならないこと

- 保護費は最低限の生活を維持するための給付であり、その費用は税金によって賄われていますので、次のことを守ってください。
- (1) 保護を受ける権利を他人に譲ることや担保にすることはでき

ません。

(2) 働ける人は、能力に応じて働いてください。そして、少しでも収入を増やすように努力してください。

(3) 病気の人は、医師の指示に従って、まじめに療養に努め、一日も早く治るように努力しなければなりません。

(4) 親、兄弟、子どもから援助が受けられるように、努めてください。また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、扶養義務者への照会を見合わせるため、事前にご相談ください。

(5) 最低限の生活として所有または利用が認められない資産については、原則処分し、生活の維持のために活用してください。  
具体的な内容については以下の通りです。

①保有する現金や預貯金は、活用してください。

②貴金属、有価証券などは処分して活用してください。

③生命保険に加入している場合は、原則、解約して返戻金を活用してください。

④自動車、バイクの保有及び運転は、原則、認められません。

⑤土地、家屋などの不動産、その他の活用できる資産は、活用してください。

※資産の保有や使用については、一定の要件を満たせば認められる場合がありますので、ご不明な点があれば担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

(6) ほかの法律で利用できる制度を優先的に活用しなければなりません。(各種年金、健康保険、雇用保険、傷病手当金、労災保険、児童扶養手当、児童手当など)

(7) 保護費の利用について

① 生活保護では、生活に必要な最低限のお金しか支給されません。

いつも節約に努め、計画的な支出を心がけなければなりません。

② 借金をすることは原則として認められず、もしお金を借りた場合は収入として見なしますので、申告が必要です。

③ 保護費は生活費として支給するものなので、保護を受けている間は、借入金の返済をしてはいけません。法テラスや弁護士に相談するなどして借入金を整理する手続きをしてください。

(8) 過度の飲酒、パチンコ等のギャンブルなどを避け、規則正しい生活を送るよう努めなくてはなりません。

## 7. 生活保護の種類

生活保護費は、次の8種類の扶助のうち、該当するものを組み合わせて計算します。

① 生活扶助：衣食費、光熱水費その他日常生活に必要な費用

② 住宅扶助：家賃、地代など（限度額があります）

③ 教育扶助：義務教育に必要な学用品、教材代、給食費など

④ 医療扶助：病気治療に必要な費用

⑤ 介護扶助：介護（居宅介護、福祉用具、住宅改修、移送、施設介護）に必要な費用

⑥ 出産扶助：出産に必要な費用

⑦ 生業扶助：技能を習得するための費用、高校の修学費用など

⑧ 葬祭扶助：葬祭に必要な費用

## 8. 一時扶助

臨時の支出に応じた一時扶助があります。条件や上限の範囲内で支給することができますので、前もって担当員（ケースワーカー）に相談してください。

※ 支給されたお金や品物は、目的に添って使用してください。また、見積書や領収書などの書類が必要になることがあります。

(1) 保護開始時や長期の入院・入所から退院・退所した場合などに臨時に必要となる特別な需要に対して支給されるもの

① 布団類、被服費（平常服）

持ち合わせがないか、全く使用に耐えない場合

② 家具什器費（炊事用具・食器類）

持ち合わせがないか、転居による新旧設備の違いにより使用できない場合

③ 暖房器具

初めての冬季加算算定期までに暖房器具を用意できない場合

(2) 出産や入学などで、特別な需要がある場合に支給されるもの

① 出産準備被服費

出産を控えて新生児のための寝具、産着などを用意する場合

② 入学準備金

小学校・中学校・高等学校への入学のため、制服などを購入する必要がある場合

(3) 通常の生活では賄いきれない特別な事情に対して支給されるもの

① 紙おむつ代

常時失禁状態にある患者等が紙おむつ等を必要とする場合

② 移送費

指導・指示を受けて転居する際に交通費や運搬費用を必要とする場合

指導・指示を受けて求職活動に取り組む際に交通費を必要とする場合

③ 住宅維持費

現に居住する家屋に従属物又は家屋の修理、補修を必要とする場合

※上記項目以外でも支給対象となることがありますので、まずは担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

## 9. 保護費の受け取り

保護費は、市役所福祉課窓口で受け取るか銀行振り込みで支給します。

### (1) 窓口支払いの場合

市役所福祉課庶務担当の窓口で、毎月1日（午前11時から午後4時まで）にその月の保護費を支払います。必ず支給通知書と印鑑を持って、世帯主または同居の家族の方が受け取りに来てください。  
また、保護費は、必ずその場で確認してください。

### (2) 銀行振り込みの場合

世帯主名義の口座へ毎月1日にその月の保護費を振り込みます。  
なお、振り込み先は、銀行、信用金庫、農協などの金融機関になります。

※ 1日が土・日曜日や祝日の場合に、4月分と1月分以外は前日または前々日になります。4月分は4月1日以降の最初の平日になり、1月分は、12月26日ころになります。

## 10. 届け出の義務

次のような場合は、届け出が必要です。

### (1) 収入の届け出

① 生活保護は、国が定めた最低生活費と家庭の収入を比べて、

足りない生活費を支給する制度ですから、収入が増えたり減ったりしたときは、必ず届け出てください。収入は、どんな収入（給料、年金、仕送り、保険金、借入金、慰謝料、食べ物、燃料、高校生のアルバイトなど）でも届け出が必要です。

※高校生のアルバイトについては、収入として認定されず、貯められる場合がありますので、前もって担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

② 収入がまったくない場合でも、そのことの届け出が必要なので、収入申告書を提出してもらいます。

## (2) 資産の届け出

最低限の生活として所有または利用が認められない資産については、原則処分し、生活の維持に活用していただくため、最低1年に1回、資産申告をしてもらいます。

## (3) その他の届け出

① 求職活動の状況

② 就職が決まり、仕事が変わったり、働くことができなくなったとき

③ 家庭の状況が変わるとき（入院・退院、転入・転出・転居、妊娠、出産、死亡、入学、退学、結婚、離婚、交通事故、長期不在など）

④ 家賃や地代などの金額が変わるとき

※引っ越しには必ず事前の相談が必要です。

⑤ 健康保険証が使えるようになったり、使えなくなったとき

⑥ 相続などにより、資産を取得したとき

⑦ 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されたり、等級が変わったとき

⑧ その他、収入や資産、生活状態が変わったとき

※ 届け出をしなかったり、うその申告をしたりするなど、不正な方法で保護を受けてはいけません。

## 1 1. 指導や指示に従う義務

生活保護の制度を十分理解して、生活の維持・向上に努めるようにしてください。

生活の維持・向上の努力が見られない場合に、指導や指示を行いう場合があります。この指導や指示に従ってください。

従わない場合には、保護の停止や廃止をする場合がありますので、注意してください。

## 1 2. 保護費の返還

差し迫った事情により、本来活用できる資産がありながら、保護を受けたとき、または、いろいろな事情により保護費に過払いが生じた場合には、すでに支給した保護費（医療費などを含む）を返還してもらいます。

① 資産（土地や建物など）を持っていても、すぐに生活するお金に換えることができずに生活保護を受けた場合で、その後、資産を売ったとき

② 交通事故などによる補償金や保険金、示談金などを受け取ったとき

③ 生命保険などの保険金や解約返戻金を受け取ったとき

④ 年金や手当などを過去にさかのぼって受け取ったとき

⑤ その他、いろいろな事情により、収入があったとき

### 13. 徴 収・罰則

うその申請や申告をして生活保護を受けたり、他人に受けさせたりしたときや、収入があつたのに申告をしなかつたときは、すでに支給した保護費を徴収します。なお、特に内容が悪質であると判断された場合は、徴収金に100分の40を乗じた金額を加算されて徴収されることがあります。

また、このときには、3年以下の懲役または100万円以下の罰金があるほか、刑法の詐欺罪などで処罰されることがあります。

### 14. 担当員（ケースワーカー）の訪問

担当員（ケースワーカー）は、定期的に、または必要に応じてあなたの家を訪問します。

担当員（ケースワーカー）は、あなたの生活を守り、あなたが一日も早く自分たちの力で生活できるように、また、あなた自身が常に自立に向けて努力できるように手助けするため、いろいろな相談や助言、指導・指示をします。

生活保護についての相談や生活で困っていることなどを気軽にお話ししてください。

担当員（ケースワーカー）には、秘密を守らなければならない義務が法律で定められていますので、安心してお話しください。

※ 訪問しても留守であった場合には、郵便受けなどにメモを入れます。そのときは、必ず担当員（ケースワーカー）へ連絡してください。

## 15. 病院にかかるとき

病気で初めて病院にかかりたいときは、事前に担当員（ケースワーカー）へ連絡してください。なお、原則として、市内の最寄りの病院を利用させていただきます。また、同じ病気で、同じ時期に2つ以上の病院にはかかれません。

夜間や休日などで急病のときは、まず病院にかかり、その後、すみやかに担当員（ケースワーカー）へ連絡してください。

国民健康保険と後期高齢者医療以外の各種保険証をお持ちの方は、保護を受けていても保険証を使っていただきます。新たに健康保険に加入した際は、必ず担当員（ケースワーカー）に連絡してください。

はり、きゅう、マッサージなどの治療を受ける際は、原則として病院での治療が優先されるため、事前に担当員（ケースワーカー）へ相談してください。

医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合原則として、後発医薬品を使用してください。

めがね、コルセットなどの治療材料が必要な場合には、前もって担当員（ケースワーカー）に相談してください。

他法他施策が優先されるため、自立支援医療や特定疾患受給者証等に該当する症状の場合は速やかに取得し、活用しなければなりません。

## 16. 保護開始後の健診受診について

30歳から74歳までの方が対象です。

生活保護は、最低生活を保障するとともに、自立の手助けをすることを目的とします。この自立には経済的自立だけではなく、日常生活自立や社会生活自立も含まれています。そのため、現在の健康

状態を知ってもらい、あなたが自立に向けて生活できるように、令和2年度から当市では、保護を受ける方に健診を受けていただくことにしております。健診の結果に基づき、生活習慣の改善や病気の治療を行い、自立に向けて努力してください。

検診の受け方や健診を受けられる病院については、担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

## 17. 交通事故について

万が一、あなたや家族の方が交通事故にあったら、次のことを確認して担当員（ケースワーカー）へ至急連絡してください。

- ① 被害者はだれか
- ② 加害者はだれか、その人の住所・氏名・電話番号
- ③ 事故発生の日時、場所、事故の状況、届け出た警察の名称
- ④ 加害者の加入している自賠責保険、任意保険
- ⑤ 被害者の受診した病院

交通事故にあった場合の治療費は、加害者が加入している保険などにより支払われるため、原則生活保護からの支払いとなりません。また、後から保険金を受け取った場合は、必ず届け出をしてください。

なお、生活保護を受けている間は、車の所有も運転も原則として認められていません。もし、車を運転して事故を起こし、治療費が必要な場合でも、生活保護では車の運転を認めていないので、原則保護費から支払うことはできません。

## 18. 就労自立給付金について

安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなり、一定の要件に該当した場合は、収入額に応じて計算された額（単身世帯は10万円、複数人数世帯は15万円が上限額）が就労自立給付金として支給されます。

詳しくは、担当員（ケースワーカー）にお尋ねください。

## 19. 進学・就労準備給付金について

高等学校を卒業後、要件を満たす各種学校等に確実に入学する場合や、就職によって生活保護が廃止となった場合、一定の要件を満たした方に対して、新生活立ち上げ費用として進学・就労準備給付金（進学・就労に伴い転居する場合は30万円、それ以外は10万円）が支給されます。

詳しくは、担当員（ケースワーカー）にお尋ねください。

## 20. 保護受給中に受けられる、ほかの制度について

生活保護を受けている間、次の料金などについては免除（全部または一部）が受けられますので、担当員（ケースワーカー）に相談してください。

- ① 国民年金保険料
- ② NHK放送受信料
- ③ 住民票の写しの交付、所得及び課税に関する証明などにかかる手数料
- ④ 市・道民税
- ⑤ 固定資産税・都市計画税など

## 2 1. 適正な保護をおこなうために

- ① 暴力団員に対するは、原則保護費の受給を認めません。保護の要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応します。
- ② 働いて得た収入や年金などが正しく申告されているかを、定期的に税金を取り扱う部署へ照会します。
- ③ 保護申請があったときや、保護受給中においても、定期的に扶養義務者の方々に対して援助の可否について書面等で照会する場合があります。